

須坂★暮らしサポート情報 『出産から子育てに関わる各種支援制度』

須坂市は、豊かな自然環境はもちろん、子育て環境も整った暮らしやすい町です。

須坂市で新しい家族が誕生したら、成人するまでどんな子育て制度があるの？

お母さんの出産からお子さんの健やかな成長に関わる主な制度をご紹介します。

時期	出 産	乳 児	幼 児	小学生	中学生・高校生	大学生など		
内 容 ・ 料 金 等	①出産育児一時金	②産後ケア事業	③児童手当			⑨国民年金		
	国民健康保険加入者が出産したとき出産一時金が支給されます。（出産する登録医療機関等で申請してください。額に満たない場合は差額も支給されます）	出産後の育児や体の回復に心配のあるお母さんと赤ちゃんが病院や助産所で育児相談等が受けられます。	●児童手当…子どもを養育している須坂市在住の方が支給対象（0～15歳になる年の年度末まで） 3歳未満 一律 15,000円/月、3歳以上小学校終了前 10,000円/月（第3子以降 15,000円/月）/中学生 一律 10,000円/月 ※所得制限の限度額以上は特例給付 5,000円/月を支給 ※支給時期は原則 6、10、2月の年3回			所得、年齢、性別に関係なく一律金額で学生でも加入が可能です。 <参考> 2018年度 16,410円/月 2019年度 16,540円/月 ※付加保険料（400円/月）を納付すると受取る年金額が増えます。 ※支払い方法には納付書現金払い、口座振替、クレジットカード納付、電子納付があります。		
	<料金>子ども1人につき42万円(原則、医療機関への直接支払い)	【宿泊ケア】 県立信州医療センター・ひまわりレディースクリニック(須坂市)、長野赤十字病院・助産所ほやほや(長野市) / @7,500円×利用日数(3食付・7日間以内)	④児童扶養手当			【学生納付特例制度】 大学などに在学する学生は在学期間中の支払いを猶予し、社会人になってから後払いができます。		
		【デイケア】 県立信州医療センター・ひまわりレディースクリニック(須坂市) / @3,000円(食事なし・7日間まで)	●児童扶養手当…父母の離婚などにより子どもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、子ども福祉の増進を図る目的で支給されます。（認定請求月の翌月分～18歳になる年の年度末まで） 国内に住所があれば国籍は問いません。 <参考>2019年4月現在 全支給 42,910円/月 ※認定請求をした日の属する月の翌月分から所得額に応じた額が支給されます ※所得制限の限度額以上ある場合は全額又は一部が支給停止になります ※支給時期は原則4、8、12月の年3回					
		※宿泊ケアとデイケア両方の利用も可能です。利用限度は宿泊ケアのデイケアを合わせて14日間です。	⑤特別児童扶養手当	⑥就学援助制度			⑩奨学金制度	
			●特別児童扶養手当…精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図る目的で支給（国内に住所がある者に限る） <参考>2019年4月現在 1級 52,200円/月、2級 34,770円/月 ※所得が一定以上ある場合は、その年度は手当の支給が停止されます ※支給時期は原則4、8、11月の年3回	経済的に就学が困難な小・中学生の家庭が対象で、給食費、修学旅行費、学用品費等を援助します。 ※援助を受けるには、所得制限など一定の要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。			高等学校、高等専門学校、大学に在学又は進学する方で、経済的理由によって修学が困難な方に対して奨学金を貸与します。 ・高校生 公立 10,000円/月以内 私立 21,000円/月以内 ・高専生 17,000円/月以内 ・大学生 国公立 自宅通学 26,000円/月以内 自宅外通学 33,000円/月以内 私立 自宅通学 36,000円/月以内 自宅外通学 50,000円/月以内 ※貸与は5、8、11、2月の年4回	
			⑦福祉医療給付金					
			出生から中学3年生（年度末）が対象で受給者証が発行されます。県内の医療機関（薬局含む）窓口で医療費を支払う際、中学生までは受給者証を提示することで自己負担金の500円で医療が受けられます。父子家庭及び母子家庭は高校3年生（年度末）まで親子で受給資格があります。					

各制度についての詳しい内容はこちらをご覧ください。

- ①出産育児一時金（健康づくり課 026-248-9018）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/kenkou/kokuho/ikujiichijikin/>
- ②産後ケア事業（健康づくり課 026-248-9018）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/syussan/sangokea/>
- ③児童手当（子ども課 026-248-9026）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/teate/kodomoteate/>
- ④児童扶養手当（子ども課 026-248-9026）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/huyou/huyojiteate/>
- ⑤特別児童扶養手当（子ども課 026-248-9026）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/huyou/tokujiteate/>
- ⑥就学援助制度（学校教育課 026-248-9010）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/gakkou/syugakuenjo/>
- ⑦福祉医療給付金（健康づくり課 026-248-9018）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/kenkou/syougai/fukushiiryou/>
- ⑧奨学金制度（学校教育課 026-248-9010）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/gakkou/syougakukin/>
- ⑨国民年金（健康づくり課 026-248-9018）
<http://www.city.suzaka.nagano.jp/kenkou/nenkin/hokenryou/>

この他、須坂市の妊娠から子育て、学校教育等に関する詳しい情報はこちらでもご案内しています。



<須坂市 子育てナビ>

<http://www.city.suzaka.nagano.jp/ikuji/nyuyouji/childportal/>

須坂市で生まれ育つ子どもたちは、子育て支援を受けながら、豊かな自然の中で、おいしい水、おいしい空気、そして緩やかな時間の流れの中で情緒豊かな心を育みます。美しい景色を見て「きれいだなぁ」と自然に言葉にできる思いやりのある人間に成長してほしいですね。須坂市は充実した子育て環境で、大切なお子さんの健やかな成長を見守ります。

（須坂市移住・定住アドバイザー 豊田貴子）